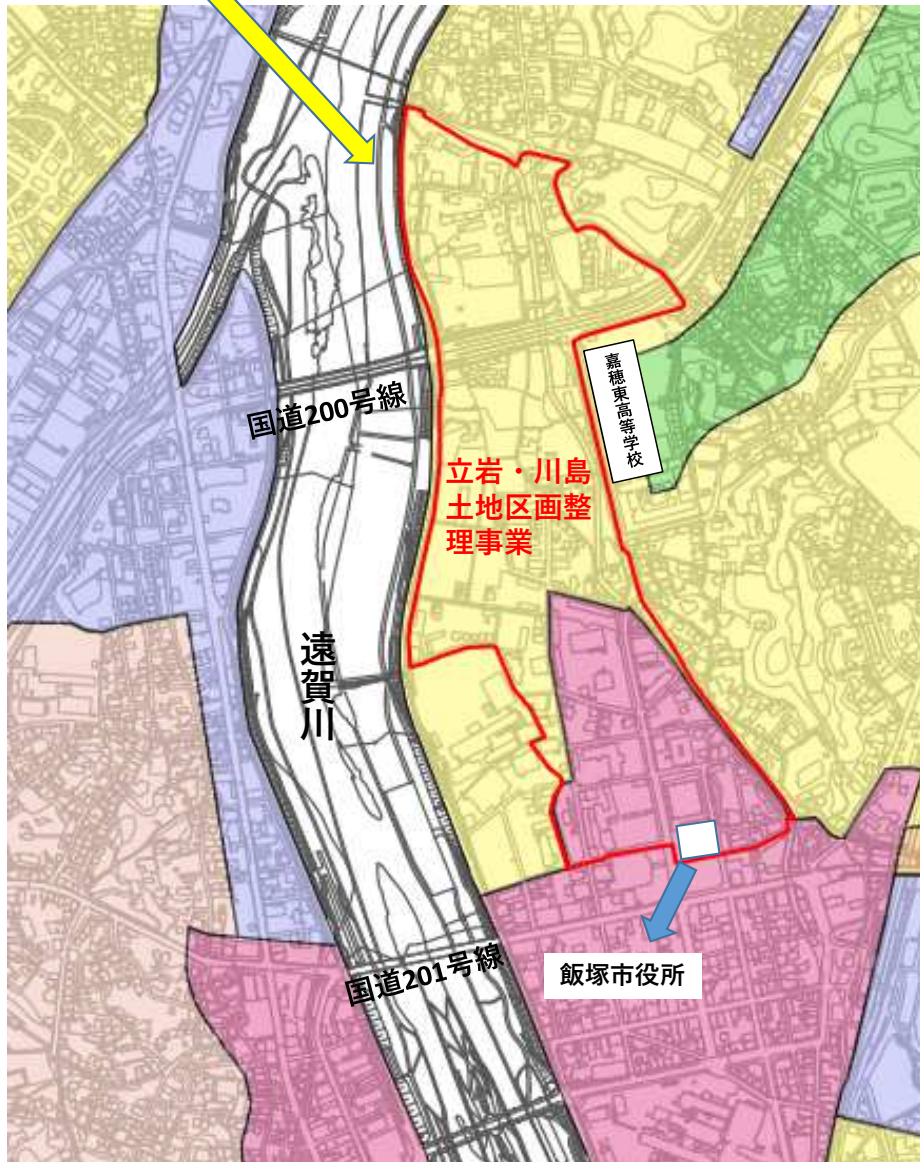


筑豊広域都市計画土地区画整理事業の廃止（市決定）について（概要）

立岩・川島土地区画整理事業区域



事業名：立岩・川島土地区画整理事業

対象区域面積：29.5ha

都市計画の告示年月日：昭和37年7月14日

告示番号：第1646号

（事業概要）

本地区は、飯塚市の市街地北部に位置し、地区内は道路等の公共施設が未整備のまま市街化が進んでおり、居住環境の悪化が懸念されることから、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を図る事を目的に都市計画決定

（現状と課題）

現状）立岩・川島土地区画整理事業（29.5ha）は昭和37年7月14日に都市計画決定され、事業化に向けて地元関係者と協議を重ねてきましたが、公共減歩に対して権利者の理解が得られなかった経緯もあり、未だに事業化の見通しがたっていないのが実状であります。また、一方で、現市役所庁舎等の移転に伴い、官庁街が形成され、建設の際には区画道路も築造されたことにより、街区が形成されている現状もあります。

課題）事業化が不透明な中、長期にわたり都市計画法第53条の建築制限をかけ続けているのが実状であり、計画区域内の土地所有者等にとって不利益となっており、地元からの意見も出ている。

（今後の進め方）

令和5年2月に事業区域地権者と市民に対し説明会を開催。地権者、市民より本事業廃止に対し、反対意見等が無かったため、事業廃止に向けて福岡県と協議を継続する。